

7 都 第 1025 号
令和 7 年 9 月 1 日



株式会社ガリレオ 代表取締役 合原亮一 様

上田市長 土 屋 陽 一
(都市建設部都市計画課)

事業基本計画書に対する意見書

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第12条の規定により、次のとおり意見いたします。

施設の設置場所	上田市前山字前矢ノ倉2387
事業区域の面積	1,438.0㎡
施設の合計出力	49.5kW
意見課	税務課 環境政策課 農地整備課 管理課 建築指導課 都市計画課 (公園緑化景観担当、調査計画担当)

税 務 課	1	1月1日時点で太陽光発電設備を所有されている場合は、同年1月中の償却資産(固定資産税)の申告が必要となりますので、所有以降は申告をお願いいたします。 回答：承知しました。
環 境 政 策 課	1	周辺住民からの問い合わせ先を現場に掲載する等によって地元に周知するとともに、万一苦情等が発生した場合には真摯に対応してください。また、工事中に連絡先の書かれた看板を取り外してしまうというケースがあったので、看板は工事中も撤去せずに設置してください。 回答：承知しました。
	2	感電、破損等が起こらないように努めてください。また、事故や災害によりパネルが損壊した場合、周辺に被害が及ばないよう対処(感電、有害物質等への対策)を適正に行ってください。回答：承知しました。
	3	反射による光の影響等、近隣住民より苦情が発生した場合は真摯に対応してください。回答：承知しました。
農 地 整 備 課	1	周辺農地に影響が出ないようにしてください。 施工箇所周辺の農道に影響が出ないようにしてください。工事車両等の通行により農道が破損した場合は修繕するようにしてください。 回答：承知しました。
管 理 課	1	用悪水路に排水される際には、道水路占用申請が必要となりますので、申請書の提出をお願いいたします。 回答：今回の設置形態では占用申請が不要なことを確認しております。
建 築 指 導 課	1	太陽光パネルの架台の下を物入れ等として利用し、建築基準法第6条第1項第1号から第3号の建築物に該当する場合は、建築確認申請が必要となりますのでご注意ください。 (高さ2mを超える擁壁も同様) 回答：承知しました。
	2	申請地である前山2387自体は接道していないため、建築基準法第43条の条件を満たしていません。 回答：本設備は、「農地に支柱を立てて設置する太陽光発電設備の建築基準法上の取扱いについて〈技術的助言〉」(平成26年1月28日付 国住指第3762号 国土交通省住宅局建築指導課長通知)に示される要件を満たす営農型太陽光発電設備であり、建築基準法第2条第1号の「建築物」に該当しないものと理解しております。
都 市 計 画 課 公園緑化景観担当	1	事業計画にあたっては、上田市景観計画に定める景観形成基準を御確認ください。 (田園地域区分) 回答：承知しました。
都 市 計 画 課 調 査 計 画 担 当	1	事業の実施にあたっては、地域住民をはじめとする関係者の理解が得られるよう努めてください。回答：承知しました。
	2	着工前に周辺の既設構造物(例：擁壁、道路クラック)等の調査を念入りに行い、写真等で記録のうえ保存するなど、事業完了後にトラブルにならないよう努めてください。回答：承知しました。
	3	工事中及び工事完了後に本開発行為に起因すると思われる苦情が発生した場合には真摯に対応をお願いします。回答：承知しました。